

報道関係 各位

牛久市

アンダーパス部における予防的事前通行規制の導入について

令和8年に千葉県千葉市および福島県いわき市において、アンダーパスの冠水により人的被害等が発生したことを踏まえ、今後の大雨発生時における同様の事故を未然に防止するため、牛久市管理道路のアンダーパス2箇所において、以下のとおり本日(9月18日)から予防的な事前通行規制を導入いたします。なお規制条件については適宜見直しを検討してまいります。

規制区間

牛久市管理道路のアンダーパス前後区間

番 号	路 線 名	地 先 名
①	市道3042号線	牛久市ひたち野東1丁目22番地先 牛久市ひたち野西3丁目24番地先
②	市道63号線	牛久市ひたち野東1丁目34番地先 牛久市ひたち野西2丁目31番地先

運用開始日

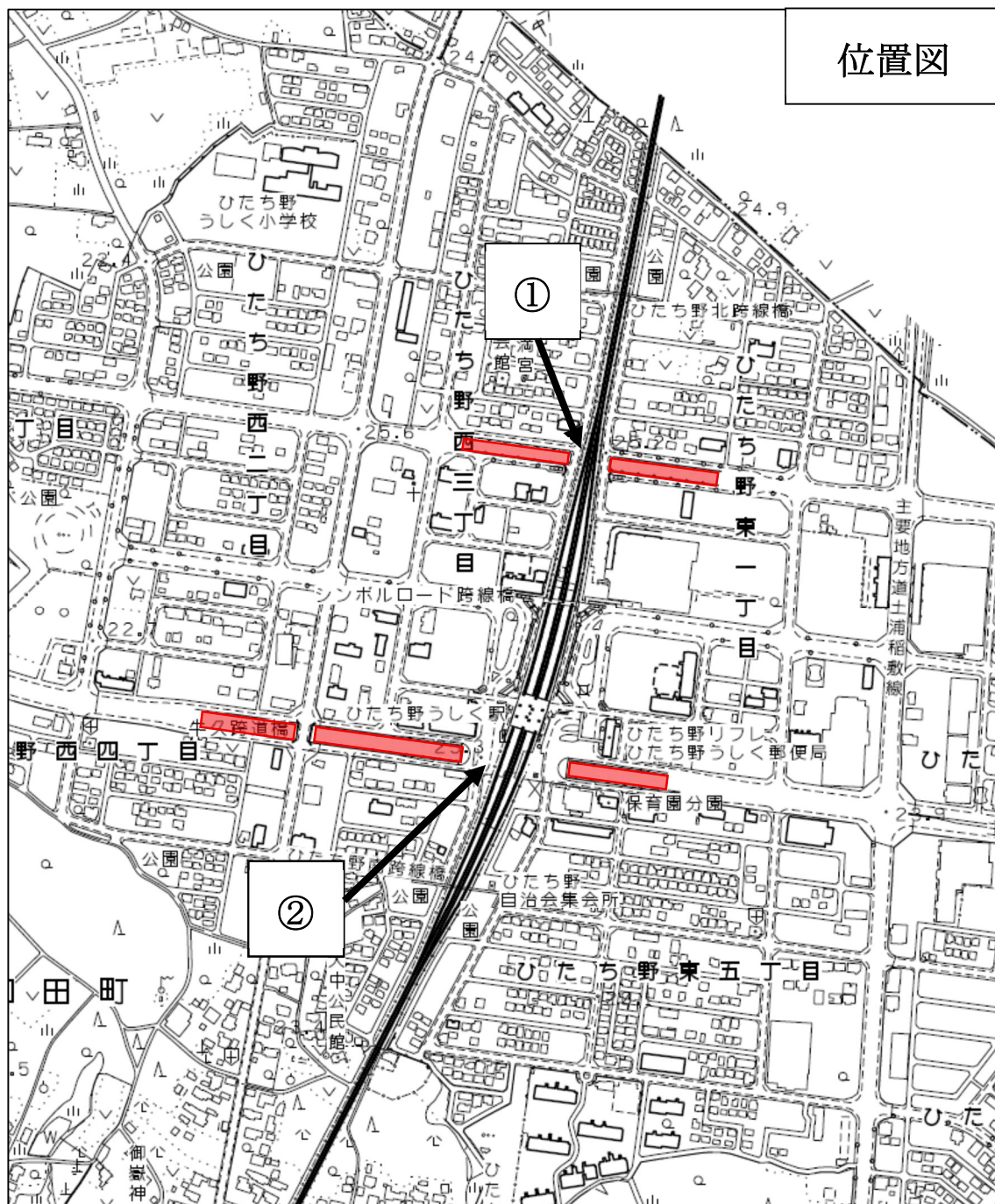
令和8年9月18日

規制条件

次の(1)～(3)のうち、いずれかに該当する場合

- (1)レベル4の大雨危険警報が発表された場合
- (2)1時間雨量が50mmに到達した場合(予測を含む)
- (3)道路管理者または警察が冠水の可能性があると判断した場合

規制箇所図



位置図

お問い合わせ

本件に関すること
牛久市建設部道路整備課
担当:山崎・鈴木(内線 2510・2511)

〇発信元

〒300-1292 牛久市中央 3-15-1
牛久市市長公室広報広聴課
☎029-873-2111(内線 3221・3222)
Email kouhou@city.ushiku.ibaraki.jp